

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第25号

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県立東山魁夷せとうち美術館条例（平成16年香川県条例第47号）第4条の規定に基づき、香川県立東山魁夷せとうち美術館（以下「美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 美術館は、次の業務を行う。

- (1) 東山魁夷の作品等の展示、保管等を行うこと。
- (2) 東山魁夷の作品等の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (3) 東山魁夷の作品等に関する専門的又は技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第3条 美術館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副主幹
- (3) 主任専門学芸員
- (4) 主任
- (5) 専門学芸員
- (6) 主任学芸員
- (7) 学芸員
- (8) その他の職員

(職務)

第4条 館長は、上司の命を受けて、美術館の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。
- 3 主任専門学芸員、専門学芸員、主任学芸員及び学芸員は、上司の命を受けて、美術館の専門的業務を処理する。
- 4 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。

(開館時間)

第5条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月4日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

- 2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(観覧料の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を免除する。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (3) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の市長が交付した療育手帳に本人として記載されている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者
- (5) 保護施設、児童福祉施設及び老人福祉施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するもの

(6) 学校における教育活動として入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒並びにこれらの者の引率を行う者

(7) 日曜日、土曜日又は休日（1月1日を除く。）に入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、同号に該当することを証明するに足りる文書を提示しなければならない。

3 第1項第2号に掲げる者は、入室の際、身体障害者手帳を提示しなければならない。

4 第1項第3号に掲げる者は、入室の際、療育手帳を提示しなければならない。

5 第1項第4号に掲げる者は、入室の際、精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

6 第1項第5号に掲げる者は、入室の際、当該施設に在籍していることを証明するに足りる文書を提示しなければならない。

7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（別記様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

（観覧料の減額）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を団体で利用する場合における展示室の観覧料に相当する額に減額する。

(1) かがわウェルカムカード（社団法人香川県観光協会が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(2) 文化観光施設入場割引券（財団法人高松観光コンベンション・ビューローが県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、かがわウェルカムカードを提示しなければならない。

3 第1項第2号に掲げる者は、入室の際、文化観光施設入場割引券を提出しなければならない。

（入館の拒否等）

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、美術館への入館を拒否し、又は美術館からの退館を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼした者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、美術館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償の責任)

第10条 美術館の施設、設備、器具、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に香川県文化会館規則等の一部を改正する等の規則（平成19年香川県教育委員会規則第5号）第5条の規定による廃止前の香川県立東山魁夷せとうち美術館規則（平成16年香川県教育委員会規則第20号。以下「旧規則」という。）第7条第7項の規定により館長が行った許可若しくは第8条第1項第3号の規定により教育委員会が特に必要があると認めた者又はこの規則の施行の際現に旧規則第7条第7項の規定より行われている申請については、この規則の相当規定により行われた許可若しくは知事が特に必要と認めた者又は行われている申請とみなす。

3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている知的障害者援護施設又は同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営されている精神障害者社会復帰施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上展示室に入室する者については、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第7条第1項第5号の規定の例により展示室の観覧料を免除する。

別記様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県立東山魁夷せとうち美術館長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

次により入室したいので観覧料を免除してください。

目 的	
学 校 名	
人員（引率者 を除く。）	
引率者職氏名	
入 室 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで